

[別 紙]

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5年 5月 1日 至 令和 6年 4月 30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 英幸会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿屋市新川町 1 3 2 番地 4

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5年 8月 20日

(4) 設立登記年月日 平成 5年 9月 9日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	才田 博幸	
理 事	田中 一郎	鹿屋ひ尿器科管理者
同	林 宝文	
同	才田 彰子	
同	才田 幸一郎	
同	木村 千晶	
同	才田 宏奈	
監 事	風呂井 敬	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	鹿屋ひ尿器科	4610311419	鹿児島県鹿屋市新川町 132番地4	一般病床 20床
診療所	該当なし			
介護老人保健施設	該当なし			
介護医療院	該当なし			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和5年 6月24日 令和4年度決算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

- (9) その他
該当なし

様式 2

法人名 医療法人 英幸会
 所在地 鹿児島県鹿屋市新川町132番地4

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 6年 4月30日現在)

1. 資 産 額	732,027 千円
2. 負 債 額	33,124 千円
3. 純 資 産 額	698,903 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	436,933
B 固 定 資 産	295,093
C 資 産 合 計 (A+B)	732,027
D 負 債 合 計	33,124
E 純 資 産 (C-D)	698,903

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 英幸会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市新川町132番地4

貸 借 対 照 表

(令和 6年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	436,933	I 流動負債	33,124
現金及び預金	358,887	買掛金	18,605
事業未収金	74,267	未払金	6,134
たな卸資産	2,894	未払法人税等	71
その他の流動資産	883	未払消費税等	502
II 固定資産	295,093	預り金	7,810
1 有形固定資産	225,172	II 固定負債	0
建物	99,583	負債合計	33,124
構築物	2,645	純資産の部	
医療用器械備品	24,838	科目	金額
その他の器械備品	1,097	I 出資金	3,952
車両及び船舶	4,049	II 積立金	694,951
土地	92,481	繰越利益積立金	694,951
その他の有形固定資産	476	III 評価・換算差額等	0
2 無形固定資産	2,171		
借地権	787		
ソフトウェア	1,007		
その他の無形固定資産	376		
3 その他の資産	67,750		
長期前払費用	66,397		
その他の固定資産	1,353	純資産合計	698,903
資産合計	732,027	負債・純資産合計	732,027

様式4-1

法人名 医療法人 英幸会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿屋市新川町132番地4

損 益 計 算 書

(自 令和 5年 5月 1日 至 令和 6年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		537,023
2 事業費用		
(1) 事業費	565,850	
(2) 本部費		565,850
本来業務事業損失		28,827
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業損失		28,827
II 事業外収益		
受取利息	11	
その他の事業外収益	4,805	4,817
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用		0
経常損失		24,009
IV 特別利益		
固定資産売却益	2,730	
その他の特別利益	0	2,730
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純損失		21,279
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額		71
当期純損失		21,350

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人 英幸会
所在地 鹿児島県鹿屋市新川町1-3-2 番地 4

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 英幸会
理事長 才田 博幸 殿

私は、医療法人 英幸会の令和5年会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月8日
医療法人 英幸会
監事 風呂井 敬